生活保護のてびき

この「てびき」は、生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、相談のあるひとは

お気軽に市役所１階福祉課までお声かけください。

また、電話による問い合わせや、訪問も可能です。

（電話　0235-25-2111　月～金　祝祭日等を除く　８：30～17：15）

- 申請　Ｐ　１
- 自動車　Ｐ　３
- 扶養義務　Ｐ　３
- 入院　Ｐ　９
- 連絡先　Ｐ１１
- 金額　Ｐ　４
- 自宅　Ｐ　２
- 借金　Ｐ　９
- 高校生のアルバイト　Ｐ　８
- 権利、義務、目的　Ｐ　６・７

鶴岡市福祉事務所

（鶴岡市役所　福祉課　生活福祉係）

1. 生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとにきめられる「最低生活費」を下回るひと（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないひと（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第２５条や生活保護法で定められた制度で、困窮した理由は問いません。

2. 生活保護申請・開始までの流れ

申請

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのひとの問題解消のため、ご協力いたします。なお、生活保護の申請・開始の際は、以下の手続きを経ることとなります。

(1) 相談

市役所の本所又は地域庁舎へ相談します。来所が困難な場合は、電話や訪問することも可能です。相談時には、就労や病状等の生活状況や資産の状況、ご親族との交流状況など、プライベートな部分をお聞きしなくてはなりません。ご協力のほどお願いします。

(2) 申請

生活保護の申請意思のあるひとは、生活保護の申請書類を提出します。申請書類は、福祉事務所にあります。本人の意思で申請することが必要ですが、本人が記載出来ない時は親族の方が代筆することも可能です。申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあります。資料がない為に申請できないことはありませんが、ご協力頂きますようお願いします。

(3) 調査	福祉事務所では、申請のあった世帯の生活状況・資産・病状・扶養義務者等を調査します。在宅の場合は、自宅に調査担当者が訪問し家（アパート）の中に入ってお話を聞かせて頂きます。 調査の結果、生活保護を開始できるかを審査します。
(4) 開始	生活保護の開始が決定したら、申請日にさかのぼり保護費の支給や各種扶助が開始されます。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

！！預金等や生命保険でお忘れや申告もれ、家族が掛けているものはありませんか。生活保護申請時点で、各金融機関等へ残高照会と生命保険加入照会を行いますが、本人が忘れていたり、家族が掛けていた預金等や本人名義の保険が見つかる場合があります。生活保護開始後に判明した場合、保険解約金や預金等のお金を福祉事務所に全額支払わなければならない可能性（法第６３条返還）がありますので、ご注意ください。

3. 調査について

調査

●資産の活用とは

(1) 現金・預貯金	最低生活費以上に保有していると、当面生活保護にはなりません。 ※開始以降の預金は認められています。
(2) 生命保険など	貯蓄型の保険の場合は、金額により解約が必要となります。 ※認められるものもありますので、事前にご相談ください。
(3) 土地・建物	現に、居住しているものについては、売却する必要はありません。しかし、活用されていない不動産については、売却する指導となります。土地及びマンションの評価額が５００万以上である場合は、不動産担保型生活資金の活用を検討して頂きます。

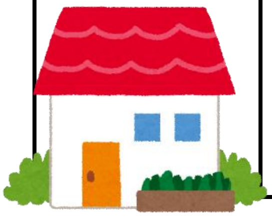

(4)自動車 	就労している場合、条件に合致する時に限り、通勤だけの運転を認めることがあります。また、病気により就労を中断している場合等、一旦車の保有を認めることもあります（運転は不可）。通院や通園等の送迎の場合は、就労中・障害や疾病に関連する要件以外ほとんど認められません。しかし、すぐ売却等をせず、開始後認めるか福祉事務所で判断します。
(5)バイク	高価なものは、売却指導することとなります。それ以外で、就労等に活用できる場合は、保有・使用を認めることがあります。

●能力の活用とは

(1)就労 就労	働ける能力のあるひとは、就職活動をして頂きます。病気や障害等により働けないひとは、治療等を優先します。（働けない病気・症状であることを医療機関に確認します）
(2)扶養義務について 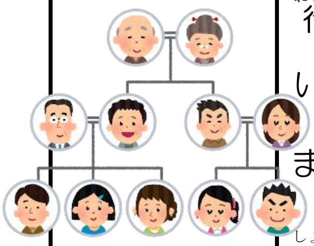	親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は、受けてください。なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護が受けられないことにはなりません。 また、ＤＶ（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。
(3) ほかの制度活用	生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

金額

4. 生活保護の支給額（最低生活費）

さまざまな調査をしたあと、生活保護に該当するかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給与、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護にはなりません。

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）①

世帯の収入（就労収入、年金、手当など）②	不足する生活費①ー②

↑

生活保護費①ー②

最低生活費の計算	例（参考）
(1)70歳、一人暮らし（生活費）	65，710円
(2)家賃（一人の上限）	35，000円
(3)医療費	例　1，500円（支給額計算では除外）
(4)冬季加算（10 月～4 月）	9，030円（12月のみ期末一時扶助支給）
合計（最低生活費）	111，240円（100，710円※冬季・医療なし） 収入手当額と手持金預貯金額を足した額が、上記額より下なら生活保護となる。

70歳一人暮らし　在宅　家賃35,000円として　⇒　100，710円（最低生活費）①

年金収入　月　40，000円（例えば）②	60，710円生活保護費①ー②

※介護施設に入所している場合、別の計算となりますが、最低生活費で施設費用を賄えない施設の場合、転居指導（施設変更）する場合があります。別途ご相談ください。

※保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

5. 結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内（収入・資産調査や扶養義務調査等で時間を要する場合には、最長で30日以内）に生活保護になるかどうかの結果が通知されます。

種類

6. 保護の種類（生活保護が始まったら）

●生活保護の種類（受けられる一部の例です。詳しくは、ケースワーカーにご相談ください。）

(1) 生活扶助 	衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用を個人の年齢、また世帯の人数などで算定します。
(2) 住宅扶助 	家賃・地代、住宅の補修（要件あり）などの費用が定められた限度額内で支給します。※家賃は、福祉事務所より直接大家へ支払う場合があります。
(3) 医療扶助 	保険適用内のものは、無料で受けられます。治療材料や施術なども要件にあてはまるものについては、支給可能なものもありますので、事前にご相談ください。
(4) 介護扶助	介護保険で受けられるサービスについては、無料で受けられます。
(5) 教育扶助、生業扶助	義務教育である小学中学に係る費用と高校進学についても、費用を支給します。
(6) 出産扶助	出産に係る費用について、限度額の範囲内で支給します。

(7)葬祭扶助	生活保護を受けている方が喪主をしなければならない時、支給します。
(8)一時扶助 	①家屋の修理・補修（生活上、必要なものに限ります。借家の場合は、大家さんにまず相談ください。） ②雪おろしの費用（必要に応じてとなります。） ③暖房や冷房の設置（生保開始時で、無いか使用不能な場合に限ります。） ④就労活動促進費（月1回以上面接を受けている等、就職活動の要件を満たす場合） ⑤家財処分料（施設等に入所する場合のみ。死亡の場合は、該当しない。） ※全て、本人の資力・親類の援助等が優先されます。

7. 保護費の支給方法

毎月の保護費は、原則として毎月５日（５日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日）に指定の金融機関へ振り込みを行います。）

8. 生活保護の権利と義務

(1)生活保護を受けるかたの権利 権利	生活保護を受けるかたは、次のような権利が保障されます。 ① 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。 ②正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなるようなことはありません。 ③受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。 ※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、３か月以内に県知事に対して、審査請求することができます。

(2)生活保護を受けるかたの義務 義務 	①生活向上に向けた努力をする 働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、医療機関を受診し、治療に専念してください。 ②保護費を支給目的のために使う 住宅の家賃、給食費や教材費などの学納品は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振り込みを行うことがあります。 ③ ケースワーカーの指示に従う ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

9. 生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのひとに対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

目的

10. 届出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整するため、必ず報告をしてください。

(1) 世帯状況に変化があったとき（例）	① 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください） ②家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）

届け出が必要なもの 届出	③就職や離職をしたとき（高校生等学生のアルバイトも申告が必要です） ④健康保険の資格を取得や喪失したとき ⑤帰省などで家を長期間留守にするとき ⑥家賃・地代が変更されるとき ⑦生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき ⑧その他生活状況に大きな変化があったとき
(2) 収入に変化があったとき（例） 申告 	①毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき ②年金などの公的手当があったとき ③生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき ④交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき ⑤債務整理（個人の借金を整理すること）があったとき ⑥不動産など資産の売却があったとき ⑦相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき ※上記は一例であり、あらゆる収入の申告が必要です。 収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。
(3) 高校生のアルバイト収入	高校生のアルバイト

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

※その他、自立更生のために充てられると認められたものについても、収入として認定しない

取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

11. 生活保護でよくある質問

(1) 借金はどうなりますか

生活保護の考え方として、年金や就労収入・保護費等を合算した最低生活費によって、必要最小限の生活するお金として支給するもので、借金返済する為に支給しているものではありません。要するに、生活保護になった場合、保護費や年金・就労収入も含め借金返済することは認められません。（借金残額によります。要相談。）借金があることで生活保護を受けられない訳ではありませんが、借金の残額によっては、自己破産等の相談も行う必要があります。

(2) 入院（入所）しているひとだけ生活保護を受けたい

生活保護は、世帯単位の原則があり、入院（入所）前生活実態のあった世帯と同一世帯かどうか判断します。例えば、元々夫婦2人世帯で、妻が入院中の場合は、夫婦2人世帯として生活保護を受けることとなります。（夫に多額の収入・資産があれば、生活保護にはなりません。DV（家庭内暴力）は別途相談。）

メ　モ

●お問い合わせ・相談先

連絡

○くらしステーション	
電話　29－1729	生活保護にならなくても、就労で生活を立て直したり、借金や病気、家族の関係等生活困窮に関わることに相談支援に応じます。
○民生委員（各町内に担当がいます）	
○市役所本所・各地域庁舎（生活保護全般について）	
◆鶴岡市福祉事務所（鶴岡市役所福祉課生活福祉係）	
電話　25-2111	〒997-8601　山形県鶴岡市馬場町9－25　FAX　25-9500
◆鶴岡市藤島庁舎市民福祉課	
電話　64-2111	〒999-7696　山形県鶴岡市藤島字笹花25　FAX　64-4280
◆鶴岡市羽黒庁舎市民福祉課	
電話　62-2111	〒997-0192　山形県鶴岡市羽黒町荒川字前田元89　FAX 62-3755
◆鶴岡市櫛引庁舎市民福祉課	
電話　57-2111	〒997-0346　山形県鶴岡市上山添字文栄100　FAX　57-2117
◆鶴岡市朝日庁舎市民福祉課	
電話　53-2111	〒997-0492　山形県鶴岡市下名川字落合1　FAX　53-2119
◆鶴岡市温海庁舎市民福祉課	
電話　43-2111	〒999-7205　山形県鶴岡市温海戊577－1　FAX　43-4632

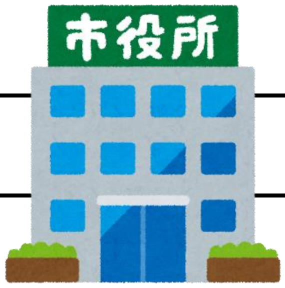

2019.9.10